

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令について

## 1 改正の趣旨

これまで、「広帯域電力線搬送通信設備」については屋内においてのみ利用が認められていたが、平成22年6月に閣議決定された「スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和」の要望や事業者からの具体的な提案等を踏まえ、情報通信審議会において審議が行われ、平成24年10月19日に一部答申を受けた。これを踏まえて、利用範囲を屋外（分電盤から負荷側に限る。）に拡大するための技術基準を規定すべく電波法施行規則等を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 利用範囲の拡大

これまで屋内に限定していた広帯域電力線搬送通信設備（以下「広帯域 PLC 設備」という。）の利用範囲を、屋外（分電盤から負荷側に限る。）まで拡大する。

### (2) 屋外利用が可能な広帯域 PLC 設備の規定の整備

これまでの屋内広帯域 PLC 設備に関する規定のほかに、新たに屋外利用が可能な広帯域 PLC 設備に関する規定を加え、当該設備の通信状態における伝導妨害波の許容値は、これまでの屋内広帯域 PLC 設備と比較して 10dB 下げた値を適用する。

### (3) 外付けの PLC 装置における通信線への伝導妨害波の許容値の適用

平成 18 年に広帯域 PLC 設備の屋内利用が制度化された時点では、国際無線障害特別委員会（CISPR）において、情報技術装置における通信線への伝導妨害波の許容値が標準化されていなかったため、広帯域 PLC 設備の通信線への伝導妨害波への準用を見送った。平成 22 年に同許容値が規定されたことから、今回、屋内外を問わず、通信線への伝導妨害波の許容値を設けるとともに、内蔵型 PLC 装置に対するこの適用を除外することを規定する。

## 3 施行期日

平成 26 年 3 月 9 日